議案第1号 令和5年度習志野市一般会計予算

議案第2号 令和5年度習志野市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和5年度習志野市介護保険特別会計予算

議案第4号 令和5年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号 令和5年度習志野市ガス事業会計予算

議案第6号 令和5年度習志野市水道事業会計予算

議案第7号 令和5年度習志野市下水道事業会計予算

議案第8号 令和4年度習志野市一般会計補正予算(第8号)

議案第9号 令和4年度習志野市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第10号 習志野市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定に ついて

- 1 「習志野市個人情報保護法施行条例」により廃止する「習志野市個人情報保護条例」 において定めている義務規定及び罰則規定について、令和5年4月から適用となる 「個人情報の保護に関する法律」の規定が及ばない部分が生じることを防ぐため、経 過措置として規定します。
- 2 その他文言整理をします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第11号 習志野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正に伴い、改正するものです。

同法の改正により、コンビニ等における印鑑登録証明書の交付申請手続について、マイナンバーカードによる方法に加え、マイナンバーカードの機能の搭載された移動端末設備(スマートフォン)による方法が可能となります。

今後もマイナンバーカードの運用について法改正が見込まれることから、印鑑登録証明書の交付申請手続のうち、マイナンバーカード等を用いたコンビニ交付については、規則で定めることとします。

このことにより、法改正による交付申請手続の方法の追加に合わせて、弾力的な運用を図ることができるようになり、市民の手続の利便性の向上に寄与するものです。

(施行期日)

改正電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の施行の日(令和3年5月19日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日)から施行します。

議案第12号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「健康保険法施行令」の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を次のように改定するものです。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------|----------------|------------|
| 出産育児一時金 | 40万8, 000円 | 48万8, 000円 |
| 産科医療補償制度*の掛金 | 1万2,000円(改正なし) | |
| 支給総額 | 42万円 | 50万円 |

[※] 分娩により子どもが重度の脳性麻痺となった場合の補償制度であり、その掛金分を習志野市国民健康 保険規則で出産育児一時金に加算して支給している。

(施行期日等)

令和5年4月1日から施行し、同日以後の出産から適用します。

議案第13号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について いて

「建築基準法」、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」等の改正に伴い、次のように改正するものです。

- 1 次の手数料を新設します。
 - (1) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料
 - (2) 建築物の高さの特例許可申請手数料
 - (3) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
- 2 次の手数料について、認定基準の改正に伴い、新設された認定基準の追加等、項目の見直しを行います。
 - (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
 - (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
 - (3) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料
- 3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第14号 習志野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に ついて

「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

1 助成の対象となる子どもの範囲を次のように拡大します。

| 改正前 | 改正後 | | |
|----------------|----------------|--|--|
| 15歳に達する日以後の最初の | 18歳に達する日以後の最初の | | |
| 3月31日までの間にある者 | 3月31日までの間にある者 | | |

2 子ども1人につき、同一保険医療機関における1月の11日以降の入院及び6回以降 の通院に係る自己負担金を無料とする「月額上限」を導入します。

(施行期日)

1については、令和5年4月1日から施行します。

2については、令和5年8月1日から施行します。

議案第16号 習志野市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

1 消防団員の定数について、階級区分ごとの内訳を削るものです。

消防団の組織は市町村の規則で定めることができるため、階級区分ごとの内訳については、規則で定めることとします。

このことにより、本市消防団の実情に合わせて弾力的な運用を行うことができるようになり、消防団員の処遇改善及び教育指導体制の強化による消防団の充実強化を迅速に行うことが可能となります。

2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第17号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ケ浦

氏 名 高 橋 浩 之(たかはし ひろゆき)

任期4年

新任·再任 再任

議案第18号 財産の貸付けについて(旧習志野市立大久保第二保育所用地)

習志野市立大久保第二保育所の私立化に伴い、認可保育所用地に係る貸付料を、 市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

| 所 在 地 番 [※] | 地目 | 地積 |
|----------------------|-----|-------------------------|
| 習志野市大久保二丁目363番16 | 宅 地 | 1,656.33 m ² |
| 習志野市大久保二丁目364番24 | 宅 地 | 888.97 m ² |
| 合 計 | | 2,545.30m ² |

※習志野市大久保二丁目7番地内(住居表示街区)

2 貸付けの目的 保育所用地

3 貸 付 料 固定資産税及び都市計画税相当額

4 貸 付 期 間 契約日から令和36年3月31日まで

5 貸付けの相手方 習志野市谷津二丁目5番6号

社会福祉法人 習志野

議案第19号 財産の貸付けについて(旧習志野市学校給食センター用地)

習志野市立菊田第二保育所の私立化に伴い、認可保育所用地に係る貸付料を、 市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

| 所 在 地 番* | 地目 | 地積 |
|---------------------|-----|------------------------|
| 習志野市津田沼三丁目435番11の一部 | 宅 地 | 4,020.69m² |
| 習志野市津田沼三丁目435番13の一部 | 宅地 | 475.10m ² |
| 合 計 | | 4,495.79m ² |

※習志野市津田沼三丁目14番地内(住居表示街区)

2 貸付けの目的 保育所用地

3 貸 付 料 固定資産税及び都市計画税相当額

4 貸 付 期 間 契約日から令和36年3月31日まで

5 貸付けの相手方 習志野市津田沼三丁目16番36号

社会福祉法人 青葉学園